

平成29年 3月28日

古賀市 管財課

「古賀市公共施設等総合管理計画」(案)のパブリック・コメント実施結果

「古賀市公共施設等総合管理計画」(案)のパブリック・コメントを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

1. 政策等の題名	古賀市公共施設等総合管理計画
2. 政策等の案の公表日	平成28年12月15日(木)
3. パブリック・コメント 手続きの実施期間	平成28年12月15日(木)～平成29年1月13日(金)
4. 意見等提出者数	1名
5. 提出意見等	17件
6. 提出意見等を考慮した 結果及びその理由	下記のとおり

本件に関する問い合わせ先

古賀市 管財課 管財係(電話092-942-1168)

■提出意見等を考慮した結果及びその理由

No.	ご意見の内容	反映の有無	理由
第1章 公共施設等総合管理計画の目的等			
1	古賀市環境基本計画、古賀市地域防災計画、古賀市教育振興計画、古賀市地域福祉計画などの他分野における重要な計画との整合性をとっていただくことを明示していただきたいと思えます。	原案のとおり	公共施設等総合管理計画を始め、古賀市総合振興計画を上位計画とする個別計画は、それぞれ総合振興計画と整合をとっています。個別計画同士の整合はその意味において図られるものであることから、現表記のままとします。
第3章 公共施設等の現状と将来見通し			
2	公共施設の配置状況という観点で計画をより理解するため、古賀市内の地図上において各施設の所在を示してほしい。また、「校区ごとの一人当たり延べ床面積」など、市内の地域的な偏りがどの程度存在するものがグラフで示していただけるとわかりやすいと思えます。	修正します	地図につきましては、ご意見の趣旨を踏まえ、施設カルテに施設配置図を追加します。 「校区ごとの一人当たり延べ床面積」の数値につきましては、例えば市役所は花鶴小学校区に存在しますが、そのことによって行政系施設の面積が大きく偏った数値が示されることになり、同様のことが中央公民館などでも起こります。こうした数値は、合併を経験した自治体であれば、合併前の行政区域間で偏りを比較する場合等においては有効と考えますが、古賀市においてはあまり意味をなさず、かえって誤解を招くおそれがあることから、原案のとおりとします。
3	志免町の公共施設等総合管理計画に含まれる「人口と延床面積の県内自治体比較」によれば、県内の自治体の中で人口面で考えれば、古賀市はかなりコンパクトに公共施設をまとめていることがわかりました。もちろん、面積や、市町村合併等の歴史的経緯が異なるので、一概に比較できるものでもないのわかりませんが。 今後も、これまでの行政や市民の努力が続き、後世に負担の生まれない施設運営・施設配置となることを願います。また、これまで以上に扶助費の伸びは厳しいと思えますので、複合化等の工夫を引き続きお願いします。	原案のとおり	ご意見として承り、計画推進の際の参考とさせていただきます。
4	愛称が掲載されているものと、愛称が掲載されていないものが混在しているのが気になります。千鳥児童センター 「COSMOX」、障害者生活支援センター「咲」、保健福祉総合センター「サンコスモ」、社会福祉センター「千鳥苑」などの愛称を付ける方向で、統一できませんか。	修正します	ご意見の趣旨を踏まえ、原則として愛称を付ける方向で統一します（スペースの制約等により付けていない場合もあります）。

No.	ご意見の内容	反映の有無	理由
5	平成28年3月31日時点で「市民活動支援センター」とされていた建物は、現在同センターの主たる機能が中央公民館に移転し、現在は公的な役目を担う特定非営利活動法人の方々が利用されていますが、現在も「市民活動支援センター」として運営されていて、その分館・インキュベーション施設的な公共施設としての位置づけを本計画ではうたうということによろしいでしょうか。それとも、別の性質の公共施設として運用されておられますか。	原案のとおり	本計画では、平成27年度末を基準日としているため、施設分類及び建物名称は平成27年度末時点のものを掲載しています。 現在、当該施設については行政財産の目的外使用という取り扱いとなります。
6	千鳥が池のテニスコートは、千鳥が池公園の中に含まれると思いますが、久保テニスコートおよび青柳テニスコートはどこに含まれますか。同様に、市立球技場の位置づけはどのようになりますか。 もしかしたら、空間上に平面しかないので除外されたのかもしれませんが、土壌の養生やネットとそのポール、フェンス等の整備などでコストがかかっているものと思いますので、「施設」として計画に位置付けていただけたらと思います。	原案のとおり	お見込みのとおり、本計画では建築物とインフラを対象としており、テニスコートや球技場等については本計画の対象とはなりません。
7	この計画は、平成28年3月31日時点で存在する公共施設が対象ですので、現在は廃止・除却されたとはいえ、中央公民館（研修棟）も掲載してはいかがでしょうか。 もっとも、廃止・除却であるがゆえに掲載しないという考え方もあると思いますので、欄外の但し書きに「中央公民館（研修棟）は平成28年3月31日時点では存在したが、廃止・除却したため計画の対象としません」と交流館と同様の記載をしていただくことをご検討ください。	修正します	ご意見の趣旨を踏まえ、「図表3-1 施設分類」の欄外に、中央公民館（研修棟）は計画の対象外であることを記載します。
8	2060年くらいまでのスパンで、対象施設の建設時期を踏まえて、施設類型別の将来更新が必要となる時期が推計することができるのではないかと思います。施設の建設時期によっては、更新時期が重なる時期もあるとおもわれることから、あくまで推計とはいえ、あらかじめ計画の中に示すことにより将来への備えを市民や行政等に向けて呼びかけてはどうでしょうか。将来にわたって、現在の8割を保っていただくにせよ、どのタイミングで更新時期を迎え、そしてそのタイミングに備えた複合化等の準備を逆算して考えられるように示していただいたほうが、将来の住民が混乱せずに済むと思います。	原案のとおり	建築年から一般的な耐用年数を当てはめて各施設の更新時期を一時的に示してしまうと、誤解・混乱を招く恐れがあることから、本計画では、「図表3-3 築年度別用途別整備状況」のグラフにより、経過年数30年以上の建築物がどれだけあるかといった状況が一目で分かるようにしています。 本計画にお示ししているとおり、鉄筋コンクリート造の建築物については、おおむね築後45年経過時に、「75年使用可」、「60年使用可」、「廃止」の判断を施設ごとに行うこととしており、現時点で具体的な更新時期を示すことは適当ではないと考えるため、原案のとおりとします。

No.	ご意見の内容	反映の有無	理由
9	<p>古賀市内にある一部事務組合の高校・消防施設等について、古賀市における公共施設等総合管理計画の対象施設ではなく、一部事務組合における同計画での対象施設であることは認識していますが、古賀市が負担金を一部事務組合に拠出して運営されている施設については、その施設の更新にあわせて負担金が大きくなる可能性があるものと考えています。参考情報として、一部事務組合における施設の更新時期等（にともなう負担金の増加時期等）を明示していただいたら、市民も安心できると思いますのでご検討ください。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>一部事務組合の施設については対象外としています。</p>
<p>第4章 公共施設等の管理に関する基本方針</p>			
10	<p>住民との協働を掲げていただいているものの、「「広報紙」やホームページ等を活用し、本計画の内容について市民への周知を図ります。」では、せつかくの計画が行政任せだけとなり、実効性が期待できません。</p> <p>利用者である市民一人一人が、自分たちの施設であるという認識を深め、また、次世代の古賀に暮らす人々のために支えつなぐための愛情を持った利用をできるようにするための視点が必要です。また、自治会や校区コミュニティ、NPO等が指定管理者制度や委託などにより施設運営に参画していくことも選択肢としてはあると思います。行政に手に負えなくなってから利用料増や国民健康保険料増などで市民に押し付けるくらいなら、この項目においては計画初期から市民に共感をもって公共空間としての管理ができる体制づくりをもう少し描いてはいかがでしょうか。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>ご意見として承り、計画推進の際の参考とさせていただきます。なお、本計画の全体基本方針の中でお示ししているとおり、施設整備や管理・運営については、民間活力の導入を積極的に検討していくことも必要であると考えています。</p> <p>また、各施設の今後のあり方を具体的に検討する際には、市民にも参画していただくことが重要であると考えます。</p>
11	<p>国への報告の締め切りが区切られている中で、市内の公共施設の状況を整理し計画として固める作業はとても大変だったと思います。ただ、利用者そして市民が自分たちの公共施設の存在を自分たちの愛情と責任の下で守っていこうという自覚をもたらすためには、計画策定過程において自治会・校区コミュニティ・各種協会そして市井の利用者、さらに「むしろ今まで使っていない方々」「これから将来使うことになる方々」などを含め、専門家・行政を交えた策定委員会等の会議体の設置をおこなってあげば、もっとよい計画ができたのではないかと思います。むしろ、広報誌等を使わずとも、それらの経過を行政と共有した市民が公共施設を大事に使おうと呼びかけていったかもしれません。そうしたチャンスを失い、これから一から行政のみでやろうとするのは大変だと思いますが、市民側にも愛情をもって公共施設を使っていこうとする人々はいますので、地道な活動ではありますが引き続きご尽力をお願いします。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>ご意見として承り、計画推進の際の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見の内容	反映の有無	理由
第5章 施設の基本方針			
12	教育環境に影響を与えない範囲でというのは大前提ですが、多機能化・複合化を実現するにあたり、児童生徒の安全性を確保するためのシャッター等の整備が必要であれば、それは必要な社会資本整備として行えるような記述・表現の追加をご検討ください。	原案のとおり	複合化について検討する際の詳細な事項であるため、本計画への記載は馴染まないものと考えます。
13	同一会場内で大会が開催できるレベルでの多面型ソフトボール場の検討がなされているときいています。扶助費の増大傾向や少子高齢化とそれともなうソフトボール人口の展望を考えると、運営コストの低減と利用料収入の展望がよほど見通せないと、この計画からみると設置は厳しいのではないかと思います。30年・50年後の古賀市民が古賀に安心して暮らせる公共施設の維持・更新・新設のほうを冷静に優先していただけたらと思います。	原案のとおり	ご意見として承り、計画推進の際の参考とさせていただきます。
施設カルテ			
14	(市立図書館、歴史資料館) 平成25年・26年の収入合計(特に「その他の収入」と、27年の数値が2ケタ違うのは、休館期間があったにせよ、何か不思議な気がしました。もし、雇用を伴う国の基金事業がその数値に含まれている等の事情があれば、特記事項欄にその旨記載をしていただくほうが、あとあと混乱が生じないのではないのでしょうか。また、その性質として施設維持管理に含まれないのであれば、除外した数値を記載するというのも方法ではないのでしょうか。	修正します	平成25、26年度のコストの状況について見直しを行ったところ、施設の維持・管理に係る経費以外の経費が含まれていたため、修正します。
15	青少年総合センターがかつては県の施設であったものを移管したものであったとか、文化財収蔵庫がかつて給食センターであったとか、鹿部集会所がかつて隣保館であり、これから「ししぶ児童センター」(仮称)ができるとかといった、これまでの古賀市(行政と市民)が努力されてきた施設の更新や多機能化・複合化の歴史について、施設ごとに特記事項または別冊でも掲載をしていってはどうでしょうか。計画の普及啓発の段階における取り組みとしてでも構いませんが、市民による施設への愛情を呼び起こすためには、施設に込められた利用者そして管理者の記憶と記録を未来につなげていくことが大切かと思えます。	修正します	ご意見の趣旨を踏まえ、ご意見の中に挙がっている施設等について、現在の用途での使用開始時期等を施設カルテ備考欄に追記します。
16	(クロスパルこが) 平成25年度の指定管理料はおいくらだったのでしょうか。記載できるならご対応をお願いします。	修正します	施設カルテを修正します。

No.	ご意見の内容	反映の有無	理由
17	<p>(千鳥苑)</p> <p>平成27年度の収入合計ならびに賃借料はおいくらだったのでしょうか。記載できるならご対応をお願いします。</p>	修正します	<p>平成25～27年度のコストの状況について見直しを行い、賃借料及びその他管理費については、施設の維持・管理に係る経費以外の経費が含まれていたため、修正します。</p> <p>収入については、市の収入ではないため、平成25、26年度分を修正します。</p>

※なお、計画中の字句、誤記の訂正、わかりにくい表現等の適正化を適宜行いましたが、詳細については省略しています。